

## 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討について

平成26年10月29日  
原子力規制庁

### 1. 検討の背景

(略)

### 2. 過去の検討経緯

(略)

### 3. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制の検討に係る方向性

廃炉等に伴い発生する放射性廃棄物のうち、炉内等廃棄物については、埋設の実績がある浅地中処分の対象廃棄物と比して、長半減期核種の放射能濃度が高いため、第一種廃棄物埋設（地層処分）と整合的な検討が必要になるものが含まれることが想定される。一方で、長半減期核種の初期濃度が低く、かつ埋設施設の廃止までに短半減期核種の減衰が期待できるものも含まれていると考えられる。

これらの特徴を踏まえ、炉内等廃棄物に係る規制については、埋設施設の廃止までに放射能の減衰が見込まれるものについての規制制度及び規制基準を優先的に整備することとしたい。

また、現行の浅地中処分に係る規制においても、上記の整備に関連する事項についてはあわせて検討を進める。

規制基準等の整備に当たっては、当面以下のような点について検討を進めることが適当である。なお、検討に当たっては、国際原子力機関（IAEA）が策定している安全基準や各国の規制制度等の国際動向及び我が国の炉内等廃棄物の性状等を調査し、これらを踏まえることが重要である。

- 埋設施設の廃止以後を含めた期間において想定される人為事象等の評価シナリオ及びそれに対応する線量基準の考え方
- 埋設施設の廃止までに放射能の減衰が見込まれる放射性廃棄物の考え方
- 上記放射性廃棄物に関する規制基準の策定
- 上記課題に付随する又は前提となる廃棄物の管理のあり方を含めた規制制度

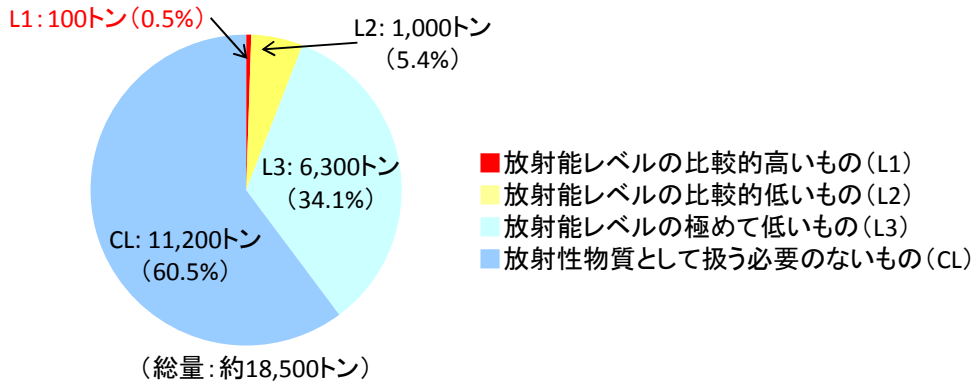


図-1 発電用原子炉施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の推定量(例)

中部電力HPに基づき作成

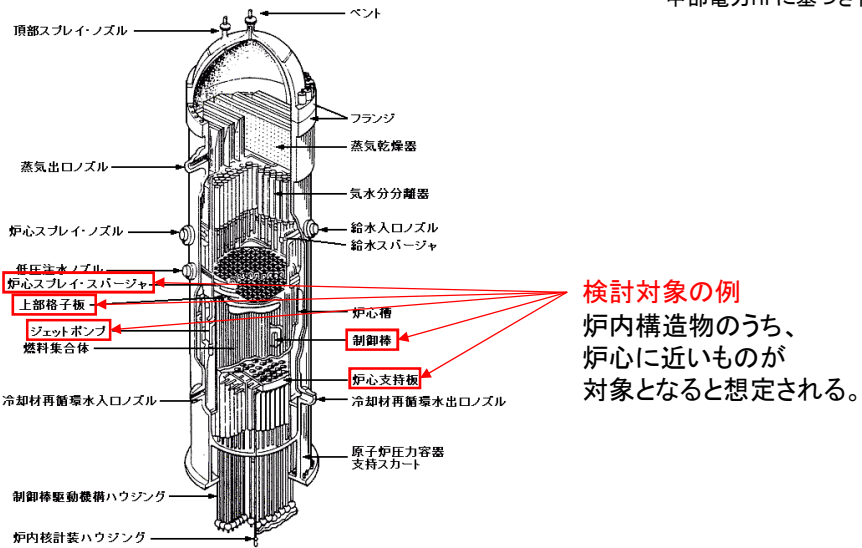


図-2 炉内構造物の例(BWR原子炉容器内構造図)

一般財団法人高度情報科学技術  
研究機構HPより引用、追記

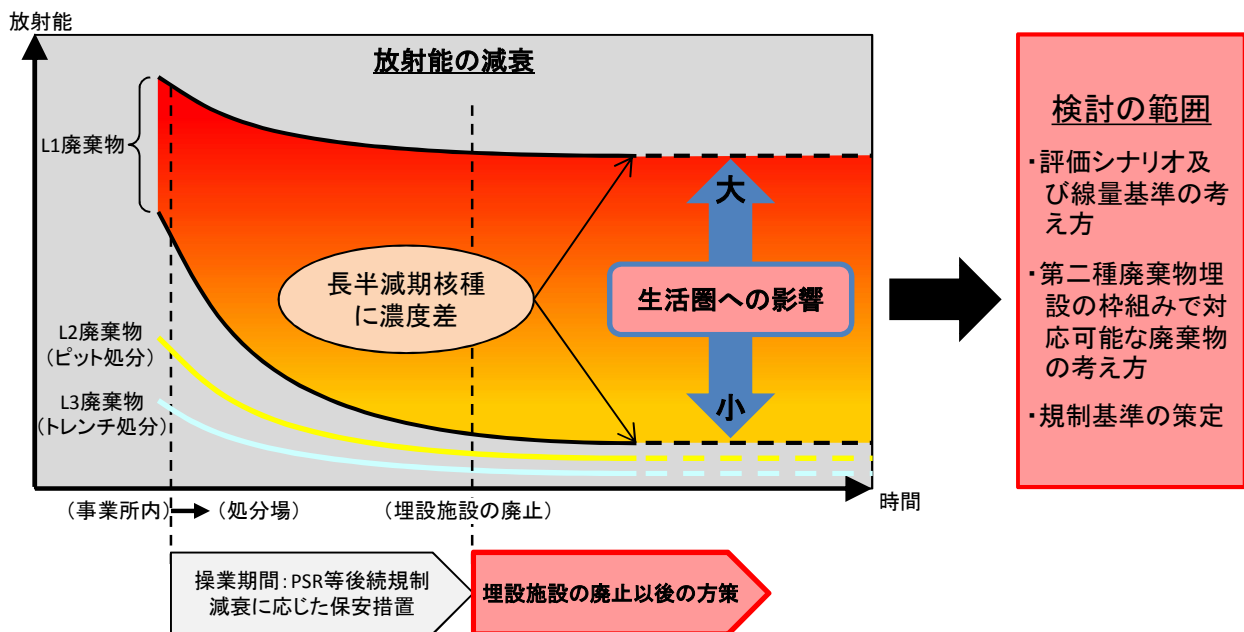


図-3 廃炉等に伴う放射性廃棄物に関する規制の検討の範囲(概念図)